

平成 3 0 年

第 1 1 回 農業委員会総会（月例会）議案

平成 3 0 年 1 0 月 9 日

前橋市農業委員会

平成30年 第11回 農業委員会総会 議事録

- ・開会日時 平成30年10月9日 午後2時00分
- ・閉会日時 平成30年10月9日 午後3時38分
- ・開催場所 市庁舎7階 農業委員室

・出席委員（23名）

1 番 下田 将文	2 番 市花 宏之	3 番 矢端 晴美	4 番 奥野 和子
5 番 松島 敏男	6 番 大島 俊典	7 番 田島 悦夫	8 番 星野 和幸
9 番 小堀 清	10 番 木村 謙	11 番 関根 由彦	12 番 澁澤 聖一
13 番 坂庭 常男	15 番 青木 朱美	16 番 井上 隆	17 番 萩原 秀治郎
18 番 深町 富士雄	19 番 岡田 重雄	20 番 須田 一男	21 番 石村 利夫
22 番 江原 弘	23 番 関口 喜弘	24 番 堀越 恒弘	

・欠席委員（1名）

14 番 北爪 きよ子

・事務局出席者

事務局長 青木 一宏 補佐 齋藤 孝朗 補佐 瀬戸 浩 副主幹 深澤 直純
副主幹 内田 貴美 副主幹 高山 幸治 主任 井上 一則 主任 富澤 和則 臨時職員 宮田 厚子

・付議事件

- （1）議案第51号 農地法第3条の規定による許可申請について
- （2）議案第52号 農地法第4条の規定による許可申請について
- （3）議案第53号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について（5条）
- （4）議案第54号 農地法第5条の規定による許可申請について
- （5）議案第55号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について
- （6）議案第56号 平成31年度市農業施策等に関する意見について

・協議事項

- （1）相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

・報告事項

- （1）農地法第4条の規定による届出書の受理状況について
- （2）農地法第5条の規定による届出書の受理状況について
- （3）農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について
- （4）現況証明交付状況について
- （5）農地法第4条、第5条の規定による意見聴取結果について

青木局長	それでは、お揃いになりましたので、これより平成30年第11回農業委員会総会を開催いたします。本日の欠席通告者は、14番 北爪 きよ子委員の1名であります。従いまして、在任委員24名中23名の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことを、ご報告申し上げます。開会に先立ちまして、堀越会長よりご挨拶をお願いいたします。
堀越会長 青木局長	◇（挨拶） 会議規則第5条の規定より、会長が議長となり会議を進めることとなりますので、堀越会長よりしくお願いいたします。
議 長	《堀越会長、議長に就任》 それでは、平成30年第11回農業委員会総会を開催いたします。初めに、前橋市農業委員会総会会議規則第25条第3項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。13番 坂庭 常男委員、15番 青木 朱美委員をお願いいたします。 それでは議事に入ります。議案第51号・農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1番から11番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
深澤副主幹	◇（議案書・順次、地目、面積、申請理由、契約内容、耕作面積等を朗読、説明） 整理番号10番、解除条件付一般法人の新規参入。 以上、整理番号1番から11番は農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしております。
議 長	なお、整理番号10番については、面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。
8番委員 （3班班長）	現地案内図3条の10を覧下さい。申請人は主に、太陽光発電事業、メンテナンス事業を行なっている会社ですが、新たに、農業事業部を作り農業に参入したいそうです。現在は、申請地の外に、埼玉県、千葉県での営農計画中ですが、昨年度の農業売上は、ないとのことです。面接には、申請地で農業をされる方1名が来られました。この方は、伊勢崎で3年間、野菜全般について研修をし、農業をしたいと考えていたところ、会社から声を掛けられ、社員として申請地で営農をする事になりました。申請地では自然農法で、トマト、ケール、ニンジンを作付け、会社運営の、自然食品の直売所に出荷予定との事です。農業従事者は2名で、軽トラック、トラクター、管理機等を所有し、保管場所も近所に借りたそうです。今後認定農業者への申請計画もあり、規模拡大を図って行きたいそうです。調査班としては、営農意欲も認められ、技術習得の努力、営農のための準備等も有る事から現実性があると認められるため、許可相当と判断いたしました。
議 長	以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
9番委員 深澤副主幹	整理番号10番、以前市内の別の場所で申請されていた方ではないですか。 別の方で、関係はありません。
議 長	他に、ご意見等ございませんか。
6番委員	整理番号8番、売買価格の確認。
議 長	その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番から11番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
議 長	◇（挙 手） 全員賛成でありますので、議案第51号・農地法第3条の規定による許可申請については、整理番号1番から11番までを許可とすることに決定いたします。

冨澤主任

次に、議案第52号・農地法第4条の規定による許可申請について、整理番号1番から8番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

◇（議案書・順次、地目、面積、転用目的、申請理由を朗読、説明）

整理番号6番、建物完成後は法人へ貸し、運営。

なお、整理番号1番から8番は農地法第4条第6項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

議 長

なお、整理番号6番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。

8番委員
（3班班長）

現地案内図4条の6をご覧ください。申請地は、前橋大島駅から、北約560mに位置し、周囲を宅地に囲まれた第三種農地です。現地は作付けされていませんでした。面接には、申請人、行政書士、施工会社の3名が来られました。申請地には、老人ホーム30名、老人デイサービス20名が利用予定の施設を建て、A社のフランチャイズ会社、B社に貸すそうです。A社では3ヶ所の老人ホームの経営をしており、今後フランチャイズでの事業拡大を考えているそうです。申請地では、研修施設としての利用も考えており、広い土地が必要となったものです。敷地造成については、開発区域内ですので、市との協議を進めるそうです。調査班としては、被害防除対策も取られ、施設の必要性もあると認められ、許可相当と判断いたしました。

議 長

以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

23番委員

是正申請について、以前よりと記載されていますが、以前は年数が記載されていたのでは。

冨澤主任

年数は特に記載しませんが、分かるものについては記載しています。

議 長

その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番から8番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙 手）

議 長

全員賛成でありますので、議案第52号・農地法第4条の規定による許可申請については、整理番号1番から8番までを許可とすることに決定いたします。

なお、3,000㎡を超える許可処分については群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴いて、意見が「異存なし」と答申のあったものについて、会長専決により許可書を交付することになりますので、ご承知お願いします。

次に、議案第53号・農地法の規定による許可後の計画変更申請5条許可について、整理番号1番、2番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

高山副主幹
議 長

◇（議案書・順次、地目、面積、変更内容、転用目的、申請理由を朗読、説明）

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

11番委員

整理番号1番、2番、建売分譲住宅を一般住宅に目的変更するということはどういうことですか。

議 長

事務局お願いします。

高山副主幹

整理番号1番、建売分譲住宅がまったく、実行されていないため、通常の計画変更で受けられます。整理番号2番、途中まで転用目的通り実行されていますが、この地区は、用途地域以外は土地分譲できません、土地分譲ですと農地法違反になります、当初計画者に来庁していただき、今後自分で建売分譲が出来ないのであれば、一旦計画変更で一般住宅に変更する手続きをしたうえで、改めて、転用を出してくださいということで進めております。目的は建売分譲住宅ですので、実行していただくよう引き続き指導している状況で

議 長

す。

その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番、2番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙 手）

議 長

全員賛成でありますので、議案第53号・農地法の規定による許可後の計画変更申請5条許可について、整理番号1番、2番を承認とすることに決定いたします。

次に、議案第54号・農地法第5条の規定による許可申請について、申請件数が多いため、始めに、整理番号1番から34番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

高山副主幹

◇（議案書・順次、地目、面積、契約内容、転用目的、申請理由を朗読、説明）

なお、整理番号1番から34番は、農地法第5条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

議 長

なお、整理番号9番、17番、32番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。

8番委員
（3班班長）

現地案内図5条の9をご覧ください。申請地は、群馬医療福祉大学校の南側に位置し、東側には、申請法人が経営する老人施設に隣接し、北側と西側は田、南側は県道井野停車場線に位置する第三種農地です。現地は作付けされていませんでした。面接には、申請人、行政書士、設計士の3名が来られました。申請人は、申請地の東側での施設で、障害者及び障害児のデイサービス、在宅介護サービスを行なっているそうです。従業員100名、現在の利用者は月に130名、生活介護20名、短期預かり10名程度だそうです、しかし利用希望の増加により、現在の施設では、対応できないため、申請地に短期入所施設を開設したいとの事です。敷地の造成については、擁壁を作り埋土をし、浸透舗装とし、雨水は東側の水路に排水とし、周りの農地に流れ込まないようにします。又敷地の回りには120cmのフェンスと、センサー付外灯を設置し、周囲農地の迷惑とまらない様にするそうです。調査班としては、施設の必要性、被害防除対策が取られている事から、許可相当と判断いたしました。

現地案内図5条の17をご覧ください。申請地は、県立前橋東高校から西約360mに位置し、北側と南側は畑、東側は宅地、西側は雑種地の小集団農地の辺縁部に位置する第二種農地です。現地は作付けされていませんでした。面接には、理事長、園長、代理人の3名が来られました。法人の事業内容は、現在幼稚園を経営していますが、平成28年に園舎を改築し、29年から0歳児の保育も始め、園児数165名、職員数44名、所有バス3台となり、月1回程度の行事には、駐車場が不足しているとの事です。申請地は園舎にも近く、送迎用にも利用でき今回の申請になりました。敷地造成については、埋土は行なわず、碎石で敷き、外灯は付けない、雨水は自然浸透です。調査班としては、駐車場の必要性があると認められ、許可相当と判断いたしました。

現地案内図5条の32をご覧ください。申請地は、ぐんまフラワーパークから北約1.4kmに位置し、北側は山林、東側と南側は畑、西側は宅地と山林が混在する小集団農地の辺縁部に位置する第二種農地です。面接には譲受人であるC社事業部の方と仲介人の方が来られました。会社は、申請地近辺で、3ヶ所メンテナンスを行なっていると共に、千葉県で太陽光発電事業を行なっています。申請地は太陽光発電に適しているので、今回の申請に至りました。申請施設については、宅地部分を含め15,000㎡、発電量1MW、発電単価21円、年間3,200万円程度を見込んでいます。施設設置費用回収に10年を見込んでいるそうです。土地造成は、埋土は行なわず、竹、雑木等の伐採を行い、雨水は、法面排水とし、

設置後の維持管理は、自社で県内に事業所を造り行なうとの事です。周囲はフェンスで囲い、外灯は付けないそうです。調査班としては、被害防除対策も取られる事や、計画の必要があると認められ、許可相当と判断いたしました。

議 長 以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

10番委員 整理番号9番、調査班の説明は三種農地で、議案書は二種農地と記載されていますが、高山副主幹 議案書を三種農地に訂正してください。

議 長 その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番から34番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙 手）

議 長 全員賛成でありますので、議案第54号・農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号1番から34番までを許可とすることに決定いたします。

次に整理番号35番から57番までの審議をお願いします。事務局の説明をお願いします。

高山副主幹 ◇（議案書・順次、地目、面積、契約内容、転用目的、申請理由を朗読、説明）

なお、整理番号35番から57番は、農地法第5条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

議 長 なお、整理番号42番、49番、51番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。

8番委員 現地案内図5条の42をご覧ください。申請地は、市立時沢小学校から北東約910mに位置し、北側は豚舎、東側は畑、西側と南側は宅地の用途区域内にある、第三種農地です。現地は作付けされていませんでした。面接には申請人と行政書士の2名で来られました。申請人は、主にエネルギー再生事業を経営、現在6ヶ所の施設を所有し、年間売上は約850万円。社員は2名で、今後はメンテナンス事業も行なう予定との事です。申請地には49.5KW、44KWの2つの低圧発電所を作るそうです。売電単価21円、年間売上約420万円～430万円程度を見込み、施設設備費用回収に8～9年を見込んでいます。土地造成は行わず、一部防草シートの利用を考えているとの事です。雨水は自然浸透とし、周囲をフェンスで囲い、外灯は付ける予定はないそうです。調査班としては、被害防除対策が取られ、事業の必要性を考え、許可相当と判断いたしました。

現地案内図5条の49をご覧ください。申請地は市立箱田中学校から、南南東約200mに位置し、北側は田、東側と南側は宅地、西側は市道・川曲線に位置する第三種農地です。現地は作付けされていません。面接には借受人である会社の社長室長と、代理人が来られました。会社の事業内容は、レストラン経営とフランチャイズチェーンの運営を行なっています。申請地には、ドライブスルーを付けたドライブイン形式の、から揚げと、とり重の店舗で、従業員は正社員3名、パート25名を予定しており、年間売上は1億2千万円を見込んでいるとの事です。駐車場の駐車可能台数52台、従業員、店の車の他、ドライブスルーでの注文したお客様の待つ所も必要との事です。敷地造成は、西側道路と同じ高さまで埋土をし、照明は下向きにし、駐車場の白線が判る程度にします、周辺の農作物に被害が出ない様にします。雨水等は敷地内にU字溝を設けて集水し用水路に流すとのことです。調査班としては、被害防除策が取られ、事業計画もしっかりしている事から、許可相当と判断いたしました。

現地案内図5条51をご覧ください。申請地は、前橋市立山王小学校から南約1.2kmに位置し、周囲を宅地に囲まれた、小集団農地の辺縁部に位置する第二種農地です。現地は作

付けされていませんでした。面接には、会社代表と代理人の２名で来られました。会社の事業内容は、車の内装品や、家電製品の射出形成を主な事業とし、従業員３５名、年間売上は約４億円。申請人は申請地の東側に本店を置き、現在借りている駐車場を返却する事になり、従業員用駐車場、来客用駐車場が必要となり、又事業拡大に伴い大型トラックの出入できる広い土地が必要になり申請しました。敷地造成については、バラスを敷き、周囲は現在の柵を利用し、外灯を付ける予定は無く、雨水は自然浸透とするそうです。申請地西側の水路が狭いので、地元との話し合いで拡張も考えているとの事でした。調査班としては、被害防除対策が取られている事や、駐車場の必要性があると認められるため、許可相当と判断いたしました。

議 長 以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見、質問等）

議 長 ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号３５番から５７番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙 手）

議 長 全員賛成でありますので、議案第５４号・農地法第５条の規定による許可申請について、整理番号３５番から５７番までを許可とすることに決定いたします。

なお、３,０００㎡を超える許可処分については群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴いて、意見が「異存なし」と答申のあったものについて、会長専決により許可書を交付することになりますので、ご承知お願いします。

次に、議案第５５号・農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について審議をお願いします。事務局の説明を求めます

内田副主幹

◇（議案書、順次、土地の状況、利用目的、面積を朗読、説明：農業振興係）

議 長

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

９番委員

該当する土地の場所確認

斎藤補佐

詳細説明。

９番委員

８００万控除と１,５００万控除の違いは。

斎藤補佐

農業公社を介し斡旋した場合は最大１,５００万円の控除、農業委員会により囑託登記した場合は最大８００万円の控除です。

議 長

その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。議案第５５号について、原案を決定とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙 手）

議 長

全員賛成でありますので、議案第５５号・農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について、原案を決定いたします。

次に、議案第５６号・平成３１年度市農業施策等に関する意見について、審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

井上主任

◇（資料説明：農業振興係）

前回の検討資料を基に各担当課（農政課、環境政策課）で修正、訂正した結果、４、後継者対策について、農政課の体制等が整っていないため、次回以降の要望があり削除。５、前橋産農畜産物の販路拡大について農政課の要望で追加。

１・農業災害時の対応について、２・認定農業者支援について、３・就農者支援の拡充について、４・野生鳥獣による被害対策について、５・前橋産農畜産物の販路拡大について。

議 長

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

1 6 番委員	1 番について、「自然環境が変化し」とありますが、異常気象を記載した方がよいのでは。
議 長	事務局どうですか。
井上主任	近年、「異常気象や自然環境等が変化し」でよろしいでしょうか。
	◇（賛成の声あり）
議 長	その他、ご意見等ございませんか。
1 5 番委員	削除された4番、農業後継者対策について、農業後継者にとってパートナー問題は農業の発展等に響くくらい重要ではないでしょうか。
議 長	農協ではJ A J A婚をしています、女性組織で何かないでしょうか。
1 5 番委員	予算の問題もあるかと思いますが、色々具体的に考えてみたいと思います。
議 長	その他、ご意見等ございませんか。
井上主任	1 番について、異常気象という文言を加え、会長に確認していただき当日上程する容で宜しいでしょうか。
	◇（賛成の声あり）
井上主任	意見書の前書き、市議会提出用の要望文書の確認。
議 長	朗読して貰いましたが、宜しいでしょうか。
	◇（賛成の声あり）
井上主任	意見要望の日程、場所、農業委員の出席者等詳細説明。
議 長	その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。平成31年度市農業施策等に関する意見について、原案を決定とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	◇（挙 手）
議 長	全員賛成でありますので、議案第56号・平成31年度市農業施策等に関する意見について、原案を決定いたします。
	次に、協議事項（1）相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、協議をお願いします。事務局の説明を求めます。
深澤副主幹	相続税納税猶予の特例の適用を受けたのち、農業経営を20年間継続したとして、本年度中に当該猶予税額の免除が見込まれる事案について、前橋税務署長から「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」照会がありました。今回は、記載のとおり調査対象者10名の特例農地の状況について、事務局職員が現地確認をいたしました。現地確認は、42筆を9月25日に実施し、農地として適正に利用されていることを確認いたしましたので報告いたします。
議 長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
	◇（意見、質問等なし）
議 長	ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認については、報告のあった通りの内容で、確認書を税務署に提出することに賛成の方の挙手を求めます。
	◇（挙 手）
議 長	全員賛成でありますので、協議事項（1）相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認については、ただいまの報告内容による確認書を税務署に提出することに決定いたします。
	次に、30ページ以降の報告事項ですが、報告事項（1）から（4）までの内容は、
	○法第4条の届出書の受理状況 12件
	○法第5条の届出書の受理状況 19件

○法第18条第6項の規定による通知書の交付状況 31件

○現況証明交付状況 1件

です。

議 長

報告事項(5)は、9月総会において許可とした法第5条の農地転用1件について、群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見が「異存なし」と答申がありましたので、会長専決により許可書を交付しておりますので、後ほどご覧ください。

以上で、本日の議事は全て終了いたしましたので、総会を閉会といたします。

(総会閉会午後3時38分)

顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成30年10月9日

議 長

署名人

署名人